

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、建設業者の許可の取消しに係る処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 22 年 6 月 29 日

佐賀県知事 古 川 康

1 処分をした年月日

平成 22 年 6 月 29 日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 処分を受けた者の商号又は名称

株式会社吉岡建設

(2) 主たる営業所の所在地

佐賀県神埼市神埼町横武 405 番地 7

(3) 代表者の氏名

吉岡 政弘

(4) 許可番号

佐賀県知事許可（般-17）第 1492 号

3 処分の内容

建設業法第 29 条第 1 項の規定に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実

株式会社吉岡建設は、平成 18 年 2 月 2 日付けの建設業許可申請書に、営業所に常勤して専ら職務に従事していない者を造園工事業の専任技術者として記載し、同年 3 月 28 日付けで一般建設業の許可を取得した。

このことは、建設業法第 29 条第 1 項第 5 号に該当する。